

平成27年度 農地法申請書の受け付け日程

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3240

農地の貸し借りや所有権の移転、農地を宅地や駐車場などに転用しようとする場合は農地法の許可が必要です。許可を必要とする人は申請書に必要書類を添えて、下表の受付期間中に農業委員会事務局へ提出してください。

平成27年度農地法申請書受け付け日程表

申請書受付期間		許可・不許可の決定	
平成27年	4月10日(金)～4月15日(水)	農地法第3条申請 ↓ 翌月10日頃	
	5月11日(月)～5月15日(金)		
	6月10日(水)～6月15日(月)		
	7月10日(金)～7月15日(水)		
	8月10日(月)～8月14日(金)		
	9月10日(木)～9月15日(火)		
平成28年	10月9日(金)～10月15日(木)	第4条、第5条申請 ↓ 翌月20日頃	
	11月9日(月)～11月13日(金)		
	12月10日(木)～12月15日(火)		
	1月12日(火)～1月15日(金)		※県知事許可や保留など については除く
	2月9日(火)～2月15日(月)		
3月10日(木)～3月15日(火)			



国民健康保険の手続きはお早めに

就職や退職などで、国民健康保険(以下「国保」という)から他の医療保険(健康保険、共済組合など)へ加入するときや他の医療保険から国保へ加入するときは、国保への届け出が必要で、保険証を確認し、14日以内に手続きをしてください。

届け出が遅れると

国民健康保険税(以下「国保税」という)は、職場の医療保険から抜けた日(国保へ加入した日)から納めなければなりません。届け出が遅れると一度に多額の国保税を納めることとなります。保険証がない間の医療費は全額自己負担となりますが、申請すれば保険給付が受けられます。また、職場の医療保険に加入しているのに国保の保険証で受診してしまうと、その医療費の



国保負担分は後で国保に返すこととなります。

学生用の保険証

本市以外に住所を定める学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する人は、申請してください。すでに学生用の保険証を持っている人も、毎年4月に更新の

■国保に加入するとき

届け出が必要なとき	手続きに必要な物
他の市町村から転入してきたとき	印鑑/転出証明書
職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族からはずれたとき	印鑑/社会保険離脱証明書
子どもが生まれたとき	印鑑/母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印鑑/保護廃止決定通知書
外国人住民で住民票が作成されたとき(在留期間が3カ月を超えるなど)	印鑑/特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)/パスポート

■国保をやめるとき

届け出が必要なとき	手続きに必要な物
他の市町村に転出するとき	印鑑/世帯全員の保険証
職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になったとき	印鑑/国民健康保険証/加入した職場の保険証
死亡したとき	印鑑/保険証
生活保護を受けるようになったとき	印鑑/保険証/保護開始決定通知書
外国人の加入資格がなくなったとき	印鑑/特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)/パスポート

■その他

届け出が必要なとき	手続きに必要な物
退職者医療制度に該当したとき	印鑑/保険証/年金証書
住所、世帯主、氏名などを変更したとき	印鑑/世帯全員の保険証
修学のため別に住所を定めるとき	印鑑/保険証/在学証明書
保険証を紛失・破損したとき	印鑑/身分を証明するもの/破損した保険証

※手続きには年金手帳が必要となる場合がありますので、併せて持参してください
※外国人住民は、住民票が作成されていない人でも国保に加入する場合があります

手続きが必要です。また、学生でなくなった場合は、速やかに届け出をしてください。
6月までは仮算定
4月から6月まで(1期)3期の国保税は、前年度の課税額を参考に算定しています。7月に年税額を計算し、6月までの税額を差し引いた残りを7月

から翌年3月まで(4期)12期に納付していただきます。
問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線40へ



①被保険者証

保険証の有効期限は7月31日(金)までです。8月から使用する被保険者証は、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕生日の前月までに郵送します。

②一部負担金

被保険者証には、自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは、医療機関の窓口必ず提示してください。

③高額療養費

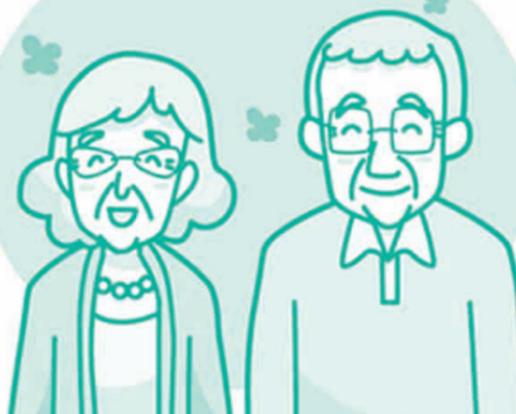
1カ月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて高額医療の該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して、市民課国保年金係へ提出してください。

④高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。本市に継続して住民登録している群馬県後期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

後期高齢者医療制度のご案内

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132



⑤限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。市民税課税世帯の人は、病院の窓口で保険証を提示することで、自己負担限度額までの負担となります。市民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。これを病院の窓口で提示すると、自己負担限度額・標準負担額までの負担となります。

⑥保険料の仮徴収開始

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その他の人は、平成26年度の保険料を基に暫定の保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付していただきます。本算定(8月)で、平成27年度の保険料額が確定した後に、仮徴収で納めた額の残りをその後の納期で納付していただきます。

⑦保険料の納付

保険料は納期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、短期被保険者証が交付されることがあります。また、金額や滞納期間によっては、延滞金が増加されます。保険料は滞納したままにせず、ご相談ください。

国民年金は誰もが加入する制度

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人、国民年金に加入することになります。加入者は職業などによって3グループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

■第1号被保険者
自営業、学生、フリーター、無職の人などで、加入手続きは市民課国保年金係、または各振興局総務課市民係で行います。

■第2号被保険者
会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入されている人で、加入手続きは勤務先が行います。

■第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-1607へ

年金の窓口からお知らせ

